

令和 2年 9月15日
(介護保険室扱い)

各介護老人福祉施設管理者
各介護老人保健施設管理者
各介護療養型医療施設管理者
各介護医療院管理者
各指定介護保険サービス事業所管理者

様

鹿児島県くらし保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（9月提出分
及び10月提出分）の取扱いについて（通知）

介護保険施設・事業所における適切な介護報酬の請求事務につきましては、かねてから御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域推進課、老人保健課より周知依頼がありました。

本年8月サービス提供分（9月提出分）及び9月サービス提供分（10月提出分）に係る請求明細書の国保連への提出期限については、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供の翌月10日）後に請求することが可能となります。

なお、このような場合においては、原則、請求期日までに鹿児島県国民健康保険団体連合会に連絡してください。

また、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等を併設されている法人におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

【問合せ先】

〒890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
介護保険室事業者指導係

電話 099-286-2678

FAX 099-286-5554

E-mail k-jigyo@kagoshima.lg.jp



事務連絡
令和2年9月8日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の
請求（9月提出分及び10月提出分）の取扱いについて（依頼）

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等のため、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等について柔軟な対応をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所等の中には報酬請求の事務作業に遅れが生じるものも想定されるところです。

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求等の事務については、「新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（3月提出分及び4月提出分）の取扱いについて（依頼）」（令和2年3月5日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により連絡したところですが、令和2年9月提出分及び10月提出分の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、貴管内市町村、介護サービス事業所等、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等の関係者に対し、適切に周知いただくとともに、対応に遺漏なきようよろしくお願いします。

記

○ 請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応

本年8月サービス提供分（9月提出分）及び9月サービス提供分（10月提出分）に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日

(サービス提供の翌月 10 日)後に請求することが可能である。このような場合においては、原則、請求期日までに事業所所在の国保連に連絡すること。

なお、9月提出分及び10月提出分以降についても、上記のような柔軟な対応が可能であることから、やむを得ない事情がある場合については、事業所所在の国保連に相談されたい。